

# 読書環境の未来を展望 全視情協が宇都宮で大会

全国の点字図書館やボランティア団体が加盟し、視覚障害者情報総合ネットワーク「サピエ」を運営する特定非営利活動法人 全国視覚障害者情報提供施設協会(全視情協、竹下亘理事長)は10月3、4日、宇都宮市で第45回全国視覚障害者情報提供施設大会(栃木大会)を開催。全国の75会員施設・団体に加え、公共図書館・関係団体などからも計230人が参加した。2019年1月にはマラケシュ条約が国内で発効し、改正著作権法も施行、6月には「読書バリアフリー法」が成立・施行されている。視覚障害者の読書環境の変化を背景に、情報提供サービスの将来像を展望する大会となった。(本誌)

## サピエに国の運営費

大会テーマは「視覚障害者等の読書環境の画期的な法的整備に基づき、サピエを柱とする情報提供サービスの将来像を展望する」というもの。竹下亘理事長(日本ライトハウス情報文化センター館長)が開会の挨拶に続けて、全体会1の基調報告「視覚障害者等の情報保障の到達点と課題～法律・施策の動きと全視情協の取り組みについて」を行なった。

報告ではまず、読書バリアフリー法(視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律)を概説。第2条「定義」に、対象となる書籍として「特定書籍」(点字・拡大図書などの視覚障害者が容易に認識できる書籍)と、「特定電子書籍等」(電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字などのいわゆる電

子データ)の両方が含まれている点を強調した。第3条「基本理念」に「障害の種類及び程度に応じた配慮がなされること」とある点も、障害者権利条約の理念に照らして重要だとする。

国が「基本計画」を策定し、地方公共団体もそれに基づく計画の策定・実施が求められる。基本計画の策定に向けての「協議の場」には、全視情協も参加する。

具体的な施策は、以下の通りだ。

- (1) 公立・学校図書館等と点字図書館の利用に係る体制の整備等(第9条)
- (2) インターネットを利用したサービスの提供体制の強化(第10条)
- (3) 特定書籍、特定電子書籍等の製作の支援(第11条)
- (4) 出版社による電子書籍等の販売等の促進等(第12条)
- (5) 外国から電子書籍等を入手する環境の整備(第13条)
- (6) 端末機器等の情報の入手支援、情報通信技術の習得支援、研究開発の推進等(第14、15、16条)
- (7) 公立図書館等や点字図書館での人材育成等(第17条)

同法により、国の2019年度の予算には、全視情協が長年要望してきたサピエの運営費用の一部が初めて盛り込まれた。さらに、サピエ図書館システムのサーバの増強、点字図書館での点字・録音図書の製作にかかる経費も新たに予算化されている。文部科学省の2020年度予算の概算要求にも「障害者サービス検討委員会の設置等」などが含まれている。

一方で、竹下さんは課題点も分析する。